# 亀山市立関中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 平成29年7月改訂 令和2年5月改訂 **亀山市立関中学校** 

# 1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

上記の考え方のもと、亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「関中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① 未然防止のため、「いじめを許さない」「見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、組織として一貫した対応をとり、様々な手段を講じる。
- ④ 学校内だけでなく、学校と家庭・地域が協力し、各種団体や専門家と連携して、解決に当たる。
- ⑤ いじめ防止等の組織を中心に取組を点検し、必要に応じて見直す。

# 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置
  - いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育 相談担当、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会 を常設する。また、必要に応じて、学級担任等が委員会に加わる。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割
  - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的施策の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。

- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

- (1) いじめ防止のために
  - ① いじめについての共通理解
    - ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校 内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
    - イ 生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として 絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
  - ② いじめに向かわない態度・能力の育成
    - ア 学校の教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを 共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
    - イ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
  - ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
    - ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、生徒の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団作りを進めていくことが重要である。
  - イストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
  - ウ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりする ことのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
  - ④ 自己有用感や自己肯定感を育成
    - ア 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
    - イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会など を積極的に設ける。
  - ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定
  - ア 4月・11月をいじめ防止月間とし、生徒自らがいじめの問題について学 び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
  - イ 全ての生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているか どうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけ る。
  - ウ 道徳教育を通して、豊かな情操や自律心を培い、いじめを防止する素地を育 てる。また、情報モラル教育を随時行い、インターネットやSNS上における いじめを抑制しようとする態度を育てる。(追加)
- (2) 早期発見のために
  - ① いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な生徒への目配りや生活ノート等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施 等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ウ 抵抗なく安心していじめに関して相談できる体制を整備するとともに、スク ールカウンセラーによる相談や保健室等の利用、電話相談窓口について広く周 知する。
- ② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、生徒の情報交換ができるようにする。
- (3) いじめに対する措置
  - ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
    - アいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することも必要である。

- イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめ防止対策委員会」で直 ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実 の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、 被害・加害双方の保護者に連絡する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はた めらうことなく所轄警察署と相談して対処する。生徒の生命、心身又は財産に 重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。
- ② いじめられた生徒又はその保護者への支援 いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- ③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも 目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況 に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含 め毅然とした対応をする。

## ④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級や学年等、集団全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに 削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生 徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄 警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

### ⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要 がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応 じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

## ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害 児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校におけるいじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

1

# 4 保護者・地域の役割

#### (1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は、生徒にネット利用をさせる場合の危険性等を十分認識し、家庭において指導を行う等、学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

#### (2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な 役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民が いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会 等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

## (3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

## 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等に当たる。 また、被害者の生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合でも可能な限り自らの対応を振り返り検証をする必要がある。(追加)

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ防止対策委員会」が調査を行い事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応に当たる。

調査を実施するにあたっては、①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成)、③調査時期・期間、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、調査結果の提供、以上の6つの事項について、被害生徒及び保護者に対して説明し、調査に関する意見を適切に聞き取っておく。また、加害生徒及び保護者にも説明をする。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。